

云々、

〔榮花物語三十八下枝〕一品の宮にまるらせ給ひし侍従宰相○源の御むすめ○基平○後子内三條おぼしめすといふ事世にきこえて、たゞそなたになんおはしますなどいふ程に、たゞならずならせ給へり、かほかたちもみやづかへさまにもあらず、もてかしづききこえさせ給ひて、たゞ宮の御おなじ事にて御だいなをまるらすることも姫君の御だいとて、女房とりてまるらするに、ましてかくさへものせさせ給へば、いとこゝろことにもてなさせ給ふもとより御門の御母になり給ふべきすくようものし給ふ、御夢にも紫の雲たちてなん見え給ひけるなどきこゆるを、なほさこそ人はものはいへといひしを、まことに只今までかなひぬべきにやと人々はおもひいふめり、七月に尾張の前司つねひらといふ人の家にいでさせ給ふ、このたび歸りまるり給はむには、更衣なをにてなんおはすべきといひのゝしる、いでさせ給ふ夜はあかつぎまでおはしまし、御とも人なをのたちやすらふもむかしものがたりの心地す、すべきむつまじき殿上人御おくりすべき宣旨ありていとめでたし、とのばらなをなほ女子こそもつべきものはあれなどめで給ふ、母北の方もよしよりの中納言の娘にものし給へる、なからひいとあてやかにむかしものがたりのこゝちす、御息所更衣なをみな中將少將のむすめ受領のも皆まるりけるを、この近き世にはおぼろげの人はまるり給はぬものにならひたるにいとあさましきなり、入道殿にきさき御門はおはしますものとおもふに、この關白殿右おほとのだにおとゞにてこそまるらせたまひしかかへりてかく人の宿世もさだめあるべきことかはとなるべし、かみわざのひまには玄のびてまゐらせたまふ、御使ひまもなし、御修法御讀經などせさせ給ふ程いとめでたし、母方のおぢ東宮の權大夫、さきの少將といひしは、刑部の權大輔またなにの權守とかいひてもあり、阿ざりなをにても、おたしくつかひいでいりし給ふも、女御のかしづきなどおたるもめやすし、宮